

ひだまりの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人市民ユニットりぼんが開設するひだまりの家（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適性な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介助、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称：ひだまりの家
- ② 所在地：東京都八王子市千人町2-17-16 ヴィラみすず1階—B

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者（介護福祉士） 常勤1名（生活相談員、介護員兼務）
 - ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービス従業者

生活相談員	2名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員	3名以上

 - ・従業者は、事業の業務にあたる。
 - ・生活相談員は、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの利用申し込みにかかる調整、介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
 - ・介護職員、看護職員は利用者の心身状況等を的確に把握し、必要な日常生活の健康管理その他必要な業務の提供にあたる。
 - ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う

- ③ 調理員 1名以上
・利用者の昼食等を調理し、提供する。
- ④ 運転手 1名以上
・利用者の送迎のため送迎車の運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 1単位目： 月・火・水・木・金
2単位目： 土
ただし12月29日～1月3日を除く。
- ② 営業時間 1単位目：午前9時から午後5時半まで
2単位目：午前9時から午後5時半まで
- ③ サービス提供時間
1単位目：午前9時から午後5時15分まで
2単位目：午前9時から午後5時まで

(利用定員)

第6条 事業所の一日の利用定員は、次のとおりとする。

- 1単位目：15人
2単位目：9人

(地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの利用料等及び支払いの方法)

第7条 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときには、その1割、2割または3割の額とする。

2 食材料費、アクティビティサービスにかかる諸経費、おむつ代、その他加算などについては、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八王子の次の町とする。

大楽寺町・上壺分方町・諏訪町・四谷町・叶谷町・泉町・横川町・式分方町・川町・元八王子町・八幡町・八木町・追分町・千人町・日吉町・元本郷町・平岡町・本郷町・大横町・本町・万町・上野町・小門町・台町・中野町・暁町・中野山王・中野上町・清川町・長房町・初沢町・並木町・山田町・めじろ台・散田町・狭間町・東浅川町・城山手

*上記以外の地域についても相談に応じます。別途交通費を頂きます。

(地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの提供方法及び内容)

第9条 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの内容は、介護支援専門員等が作成した計画表に基づきサービスを行うものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供するものとする。

① 身体介護に関すること

(日常生活動作能力の程度により、必要な介助及び介護を行う)

- ・ 排泄の介助
- ・ 移動、移乗の介助
- ・ その他必要な身体の介助、介護

② 食事に関すること

(給食を希望する利用者に対して、必要な食事を提供する)

- ・ 食事の準備、配膳下膳の介助
- ・ 食事摂取の介助
- ・ その他必要な食事介助

③ 機能訓練に関すること

- ・ 体力や身体機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を維持するための訓練等を行う

④ アクティビティに関すること

(利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒の安定を図る)

- ・ 音楽活動
- ・ 創作・制作活動
- ・ 園芸活動
- ・ レクリエーション
- ・ その他、利用者の要望に応える活動

⑤ 送迎に関すること

(送迎を必要とする利用者に対して、送迎サービスを提供する)

- ・ 移動、移乗の介助
- ・ 送迎車での送迎

⑥ 相談・助言に関すること

(利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う)

- ・ 在宅生活全般にわたり必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第10条 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡すると共に、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認められた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第 11 条 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの提供を開始する際に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに介護支援専門員等による計画表が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

- 第 12 条 従業者は、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日・内容、について、介護保険法第 41 条第 6 項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録に記載する。

(契約書の作成)

- 第 13 条 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの提供を開始するにあたって、本規定にそった事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 14 条 利用者が機能訓練等をおこなう場合は、職員立会いのもとで行うこと。又体調が思わしくない利用者にはその旨説明し安全指導を図る。

(損害賠償)

- 第 15 条 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスの提供により、利用者に倍賞すべき事故が発生した場合、損害賠償保険の範囲内で損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第 16 条 従業者は、地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスを実施中に利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医並びに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者と当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に報告しなければならない。

2 地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常時災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に備えるために、避難訓練等を次のとおりに行うとともに必要な設備を備える。

- | | |
|---------|-----|
| ② 防火責任者 | 管理者 |
| ③ 避難訓練 | 年2回 |
| ④ 消火器 | 3箇所 |

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に務める。

- 2 事業所において感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。
- 3 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第19条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を開催すると共にその結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 事業所において従業者に対し虐待防止のための研修を実施する

(秘密保持)

第20条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者の雇用契約の内容に明記する。

(身体拘束の禁止)

第21条 事業所はサービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」と言う。)を行わない。

2 事業者はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に身体拘束等の適正化のための研修を実施する

(職場におけるハラスメントの防止)

第 22 条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する為の明確化等の必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 23 条 提供した地域密着型通所介護及び予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 25 条 従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 現任研修 年 2 回以上

第 26 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人市民ユニトリぼんと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則：この規程第 1 版は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程第 2 版は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

この規程第 3 版は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程第 4 版は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

この規程第 5 版は、平成 16 年 3 月 15 日から施行する。

この規程第 6 版は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規程第 7 版は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この規程第 8 版は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

この規程第 9 版は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

この規程第 10 版は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程第11版は、平成21年4月1日から施行する。
この規程第12版は、平成21年5月1日から施行する。
この規程第13版は、平成22年3月1日から施行する。
この規程第14版は、平成22年7月7日から施行する。
この規程第15版は、平成22年8月1日から施行する。
この規程第16版は、平成23年2月1日から施行する。
この規程第17版は、平成23年6月1日から施行する。
この規程第18版は、平成24年4月1日から施行する。
この規程第19版は、平成25年5月1日から施行する。
この規程第20版は、平成26年1月1日から施行する。
この規程第21版は、平成26年4月1日から施行する。
この規程第22版は、平成27年7月1日から施行する。
この規程第23版は、平成28年7月1日から施行する。
この規程第24版は、平成29年5月25日から施行する。
この規程第25版は、平成30年4月1日から施行する。
この規程第26版は、令和3年11月6日から施行する。
この規程第27版は、令和3年12月25日から施行する。
この規程第28版は、令和4年6月1日から施行する。
この規程第29版は、令和6年4月1日から施行する。
この規程第30版は、令和6年6月1日から施行する。

第7条 利用料金

（指定通所介護の利用料等）

【指定通所介護】＊厚生大臣が定める基準（八王子）

介護区分	1日当りの 利用単位数	1 自己負担額 割負担／日	2 自己負担額 割負担／日	3 自己負担額 割負担／日	サービス提供 体制強化加算Ⅱ／日	処遇改善加算Ⅰ	
要介護1	416 単位（3～4時間）	445 円	889 円	1333 円	18 単位	利用単位合 計数の 9・2%	
	436 単位（4～5時間）	466 円	932 円	1397 円			
	657 単位（5～6時間）	702 円	1404 円	2105 円			
	678 単位（6～7時間）	725 円	1449 円	2173 円			
	753 単位（7～8時間）	805 円	1609 円	2413 円			
要介護2	478 単位（3～4時間）	511 円	1021 円	1532 円			
	501 単位（4～5時間）	535 円	1070 円	1605 円			
	776 単位（5～6時間）	827 円	1658 円	2487 円			
	801 単位（6～7時間）	856 円	1711 円	2567 円			
	890 単位（7～8時間）	951 円	1901 円	2852 円			
要介護3	540 単位（3～4時間）	577 円	1154 円	1731 円			1 割負担 20 円
	566 単位（4～5時間）	605 円	1209 円	1814 円			2 割負担 39 円
	896 単位（5～6時間）	957 円	1914 円	2871 円			
	925 単位（6～7時間）	988 円	1976 円	2964 円			
	1032 単位（7～8時間）	1103 円	2205 円	3307 円			
要介護4	600 単位（3～4時間）	641 円	1282 円	1923 円			3 割負担 58 円
	629 単位（4～5時間）	672 円	1344 円	2016 円			
	1013 単位（5～6時間）	1082 円	2164 円	3246 円			
	1049 単位（6～7時間）	1121 円	2241 円	3361 円			
	1172 単位（7～8時間）	1252 円	2504 円	3755 円			
要介護5	663 単位（3～4時間）	708 円	1416 円	2121 円			
	695 単位（4～5時間）	743 円	1485 円	2227 円			
	1134 単位（5～6時間）	1212 円	2423 円	3634 円			
	1172 単位（6～7時間）	1252 円	2504 円	3755 円			
	1312 単位（7～8時間）	1402 円	2803 円	4204 円			

【指定介護予防通所介護相当サービス】

*厚生大臣が定める基準（八王子）

介護区分	1ヶ月当たりの 利用単位数	自己負担額 1割負担／月	自己負担額 2割負担／月	自己負担額 3割負担／月	サービス提供 体制強化加算Ⅱ／日	処遇改善加算Ⅰ
要支援1	1798 単位	1921 円	3841 円	5761 円	72 単位 1割 77 円 2割 154 円 3割 231 円	利用単位数合計 数の9・2%
要支援2	3621 単位	3868 円	7735 円	11602 円	144 単位 1割 154 円 2割 308 円 3割 462 円	

自己負担となるもの(保険適用外)

・昼食提供費	1食当たり	¥670
・おやつ	1日当たり	¥50
・弁当又は外食の場合		実費
・活動材料費他	活動参加の有無をその都度確認します	実費
・オムツ代	オムツ1枚につき	¥50
	リハビリパンツ1枚	¥50
	パット1枚	¥50
・その他日常生活費	利用者希望により購入する身の回り品 利用者希望による教養娯楽用品等	実費
・交通費(外出時)	公共交通機関等を使用した場合	実費
・複写物	1枚につき	¥10